

雇用調整助成金の申請 (新型コロナウイルスに係る特例措置)



令和2年3月25日

社会保険労務士

瑞穂事務所 岩谷 房雄

本日お話しすること

概要

雇用調整助成金とは？

今回の特例措置で緩和されたことは？

どんな会社がもらえるのか？

実務 1

計画申請から受給まで

主要要件：生産量要件・雇用量要件

まずなにをやるか？一番重要な書類

助成金支給対象者 休業実施事業所とは？

休業手当、教育訓練とは？ その注意点

実務 2

支給申請の注意点

残業その他の注意点、具体例、不正対策

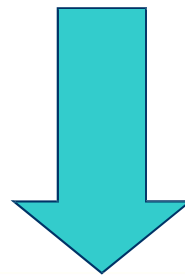
その他

雇用調整助成金とは？

- 景気変動等により企業収益悪化
- 生産量の減少により、事業縮小が必要
- そのために一時的に休業、教育訓練等を行わざるを得ない状況に・・・

休業、教育訓練、出向等をする事業所

要件



要件

休業日等に発生した休業手当を
3分の2(大企業2分の1)補填する助成金

新型コロナウイルス感染症の特例とは？

雇用調整助成金は「不況、災害その他非常時の雇用維持の助成金」要件を満たさないと、助成金はもらえないが、

非常時だと、その要件が緩和される。

今回は6つの要件が緩和された。

(令和2年3月13日現在)

- ・令和元年の台風15、19号では4つ＋4つ
- ・平成30年7月豪雨のときは7つ
- ・北海道の地震の時は3つ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を追加実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

【追加の特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

- ① 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。
- ② 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、
イ 過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とします（支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません）。

【既に講じている特例措置の内容】

- ③ 令和2年1月24日以降の休業等計画届の事後提出が、令和2年5月31日まで可能です。
- ④ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。（※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。）
- ⑤ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象としています。（※生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月と比べます。そのため12月実績は必要となります）
- ⑥ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象としています。

【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」とは】

以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

（経済上の理由例）

- ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
- ・労働者が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖したことにより、事業活動が縮小した場合。
- ・労働者が感染症を発症していないが、行政の要請を受けて事業所を閉鎖し、事業活動が縮小した場合。

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

厚生労働省HP



LL020310企01

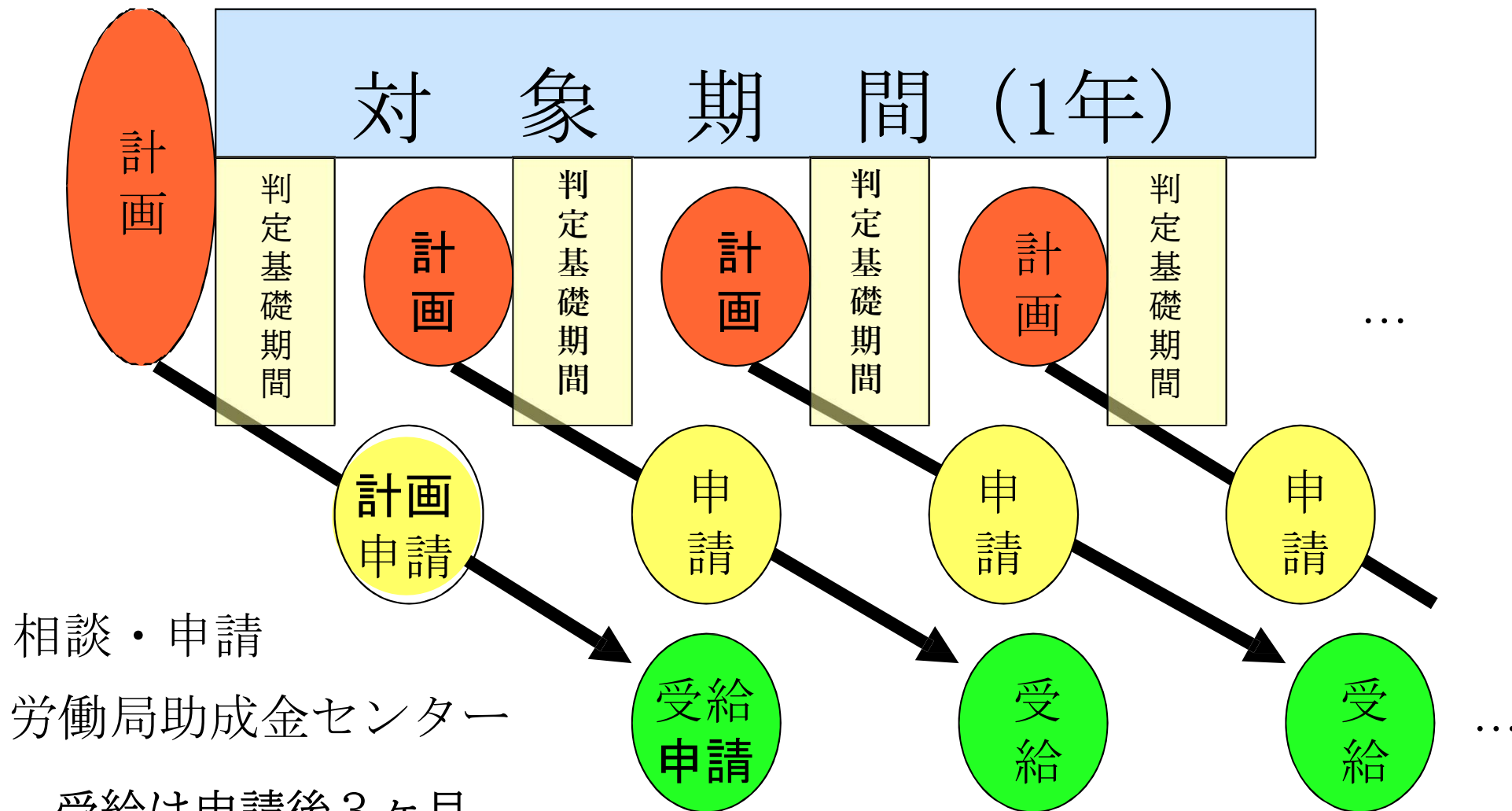
どんな会社がもらえるか？中小企業事業主とは？

分 類	資本金または従業員数の条件
小売業(飲食店を含む)	資本金 5,000万円以下または従業員 50人以下
サービス業	資本金 5,000万円以下または従業員 100人以下
卸売業	資本金 1億円以下または従業員 100人以下
製造業・その他	資本金 3億円以下または従業員 300人以下

- どんな会社でももらえるが、中小企業事業主、大企業で助成率が違う。
- 今回の特例で設立1年未満の事業主でももらえる。
(新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主)
- 資本金要件、従業員要件の「どちらか」をクリアしていれば中小企業事業主。両方とも要件を上回っているならば「大企業」扱い。(助成率2分の1)の対象となる。他の要件は大小同じ。

雇用調整助成金の計画から受給まで

対象期間（1年間）に判定基礎期間（1ヶ月）について
計画と申請と受給を行うもの。



やると決めたらまずこれを

1 休業予定日を明らかにすること

1ヶ月のうち何日休業するのか？

教育するのか？

全日か？短時間だけか？

全員か一部の従業員か？

2 その予定を一覧表に記載する

休業・教育訓練計画一覧表

3 労使協定を結ぶ

様式第1号(3)・様式第5号(3) (H29.4改正)

☐ 変更届

〔休業〕

教育訓練

計画一覧表

実績一覧表 及び 所定外労働等の実施状況に関する申出書

判定基礎期間(④)の初日～末日: 令和 2 年 2 月 1 日 ~ 令和 2 年 2 月 29 日

(注)④において△▲は0.5日としてカウントする。

まずは計画申請。ここから始まる！

助成対象となる休業等を行うにあたり、**事前に**計画届の提出が必要。**休業等を開始する日の前日まで**です。ただし初回の場合は、休業等の初日の2週間前までをめどに提出。（審査のため）

今回の特例：**事後の「計画」が可能。**

令和2年1月24日以降に初回の休業等がある計画届については、令和2年5月31日までに提出すれば、休業等の前に提出されたものとします。

	平成30.11	平成30.12	平成31.1	平成31.2	平成31.3	平成31.4	令和元.5	令和元.6	令和元.7	令和元.8	令和元.9	令和元.10	令和元.11	令和元.12	令和2.1	令和2.2	令和2.3	令和2.4	令和2.5	令和2.6
一般的な計画届提出				休業実施予定日前月から前年同月の比較で10%以上低下												計画届提出	3月1日より休業	休業		
特例の「さかのぼり」提出							休業実施予定日前月から前年同月の比較で10%以上低下											3月1日より休業	計画届提出	

計画申請で一番重要な書類

- 重要なのは、前年同月で売り上げや生産高が10%減ったか？
- 「証拠書類」は真実であれば、私的な記録でもいい。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う需要の減少等の状況について、具体的に、いつから影響を受けたのか、事業内容、取引先名、新型コロナウイルス感染症の影響と事業の関係を記す

様式特第4号 (R2.2)

雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書 (新型コロナウイルス感染症関係)

事業活動の状況について次のとおり申し出ます。

下記の記載事項については、いずれも相違ありません。

なお、雇用調整中あるいは雇用調整後、ハローワーク又は労働局の立入検査に協力します。

令和2年3月20日

事業主 住所 〒0000-0000 東京都渋谷区代々木0-00-00

又は 名称 株式会社 深石ジヤーズ

氏名 代表取締役 砂田 恵三

代理人

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行若しくは同条第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。

東京 労働局長 殿

(渋谷 公共職業安定所長 様)

事業主又は

(提出代行若しくは事務代理者)

住所 〒0000-0000 東京都渋谷区代々木2-23-1

名称 労務管理事務所 新労社

氏名 特定社会保険労務士 深石 圭介

	A 利定期間の指標 令和2年2月1日から 令和2年2月29日まで	B Aに対応する期間の指標 平成31年2月1日から 平成31年2月28日まで	C A/B×100	添付書類	※ 確認欄
月間売上高 ()	55,662,865	86,055,828	64.7	総勘定元帳	

○ 生産量等の減に至った理由として次の事項が該当しますか。

1. 例年繰り返される季節的変動によるものである。 (はい ・ ☒ いいえ)

(例) ・ 夏物、冬物等季節的な商品を取り扱っている場合
・ 降雪地において冬期間事業活動の停止又は縮小を余儀なくされる場合
・ 例年、決算期末に生産量が増加し、その後減少することを繰り返す場合 など

2. 事故又は災害により施設又は設備が被害を受けたことによるものである。 (はい ・ ☒ いいえ)

(例) ・ 機械、システム等の故障又は交通事故等の事故による場合
・ 火災、地震、洪水等の災害により建物、設備、システム等が被害を受けたことによる場合 など

3. 行政処分又は司法処分により事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるものである。 (はい ・ ☒ いいえ)

(例) ・ 営業規制、安全規則、競争規則等の法令違反（その疑いを含む）により行政当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合
・ 不法占拠、特許侵害、名誉毀損等の不法行為（その疑いを含む）により司法当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合 など

4. 新型コロナウイルス感染症の影響による需要（受注量、客数等）の減少等によるものである。 (はい ・ ☒ いいえ)

(例) ・ 需要の減少又は集客の困難
・ その他これらに準ずる経済事情の変化 など

○ 事業内容の詳細及び新型コロナウイルス感染症の影響との関わりについて具体的に記述すること。

弊社は旅行会社で、特に中華人民共和国の華中地域（鄭州、武漢、長沙）を観光対象とするが、令和2年1月下旬以来の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、空路が閉ざされ、旅行商品が売れなくなり、売り上げが落ちたものである。

- ・ いつから影響を受けたのか、
- ・ 事業内容、取引先名、
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響と事業の関係、

等を具体的に記載してください。

(表面)

雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書
(新型コロナウイルス感染症関係)

事業活動の状況について次のとおり申し出ます。
下記の記載事項については、いずれも相違ありません。
なお、雇用調整中あるいは雇用調整後、ハローワーク又は労働局の立入検査に協力します。

年 月 日

事業主 住 所 〒
又は 名 称
代理人 氏 名

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第 16 条第 2 項に規定する提出代行者又は同令第 16 条の 3 に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。

労働局長 殿
(公共職業安定所長経由)

事業主又は
(提出代行者・事務代理者)
社会保険労務士

住 所 〒
名 称
氏 名

月 間 売 上 高 ()	A 判定期間の指標 年 月 日から 年 月 日まで	B Aに対応する期間の指標 年 月 日から 年 月 日まで	C A/B×100	添 付 書 類	※ 確 認 欄

○ 生産量等の減に至った理由として次の事項が該当しますか。

1. 例年繰り返される季節的変動によるものである。 (はい ・ いいえ)
(例) ・ 夏物、冬物等季節的な商品を取り扱っている場合
・ 降雪地において冬期間事業活動の停止又は縮小を余儀なくされる場合
・ 例年、決算期末に生産量が増加し、その後減少することを繰り返す場合 など
2. 事故又は災害により施設又は設備が被害を受けたことによるものである。 (はい ・ いいえ)
(例) ・ 機械、システム等の故障又は交通事故等の事故による場合
・ 火災、地震、洪水等の災害により建物、設備、システム等が被害を受けたことによる場合 など
3. 行政処分又は司法処分により事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるものである。 (はい ・ いいえ)
(例) ・ 営業規制、安全規則、競争規則等の法令違反（その疑いを含む）により行政当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合
・ 不法占拠、特許侵害、名誉毀損等の不法行為（その疑いを含む）により司法当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合 など
4. 新型コロナウイルス感染症の影響による需要（受注量、客数等）の減少等によるものである。 (はい ・ いいえ)
(例) ・ 需要の減少又は集客の困難
・ その他これらに準ずる経済事情の変化 など

○ 事業内容の詳細及び新型コロナウイルス感染症の影響との関わりについて具体的に記述すること。

生産量要件

- 休業等開始前最近3ヶ月の生産量などが直前3ヶ月 又は 前年同月比 で 10%以上減少していること。

今回の特例：最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標（生産指標）が、前年同期に比べ**10%以上減少**していれば、生産指標の要件を満たします。

	平成 31.11	平成 31.12	平成31 1	平成31 2	平成31 3	平成31 4	令和 元. . 5	令和 元. . 6	令和 元. . 7	令和 元. . 8	令和 元. . 9	令和 元..10	令和 元..11	令和 元..12	令和 2. . . 1	令和 2. . . 2	令和 2. . . 3	令和 2. . . 4
一般的な生産量要件																休業		
今回の特例				前年同期に比べて、売上高が10%の減になったか？														

雇用量要件

雇用保険被保険者数および受け入れている派遣労働者の最近3か月間の月平均値が、前年同期と比べ、増えていないこと。

大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、
中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上増加していないこと。

今回の特例：増えていてもいいよ！

	平成 31.12	平成 31. 1	平成 31. 2	平成 31. 3	平成 31. 4	令和 元. . 5	令和 元. . 6	令和 元. . 7	令和 元. . 8	令和 元. . 9	令和 元..10	令和 元..11	令和 元..12	令和 2. . 1	令和 2. . 2	令和 2. . 3	令和 2. . 4
一般的な雇 用量要件				前年同期に比べて、雇用量（雇用保険被保険 者と、受け入れている派遣労働者の人数）が 減になったか？											休業		
今回の特例				増加していても良い													

休業等規模要件

休業延べ日数が所定労働延べ日数の **1/20以上** であること

所定労働延べ日数

申請期間の所定労働日数
×
対象被保険者数

1/20以上

休業は「ちょっとだけ」ではいけない。
一定量で。

被保険者数50名、所定労働日数22日の場合

所定労働延べ日数 $50 \text{名} \times 22 \text{日} = 1100 \text{日}$

最低必要休業日数

$1100 \text{日} \times 1/20 = 55 \text{日}$

人数で割ると・・・ $55 \text{日} \div 50 \text{名} = 1.1 \text{日}$



全員が休業する場合、一人2日以上の休業が必要

休業手当と平均賃金

休業手当とは（法律上の休業手当）

賃金のうちの・・・

法定以上の休業手当（平均賃金の60%以上）を支払。

労働基準法の休業手当＝平均賃金の60%

日額10,000円とすると・・・

単位：円	60%の場合	80%の場合	その差
休業手当	6,000	8,000	2,000
助成金	4,000	5,333	1,333
会社の負担	2,000	2,667	667

平均賃金（原則）

3ヶ月の賃金総額÷その期間の総日数（暦日数）

助成金をもらえる人 対象被保険者・支給対象者とは？

対象被保険者

休業実施事業所の雇用保険の被保険者（管理監督者、兼務役員を含む）
期間に制限なし（外国人、新規学卒者も含む）

ただし下記の者は除かれます

- 解雇予告されている者
- 雇用された期間が6か月未満の方（今回の特例でこれは除外）
- 下記の助成金対象者
特定求職者雇用開発助成金・特定就職困難者雇用開発コース 等
2重取りは原則いけません。

支給対象者

対象被保険者から支給対象者が選ばれる。

対象被保険者－支給対象とならない者＝支給対象者

支給対象とならない者

- ・休日数がはっきりしない者の休業

少なくとも年間休日と年間所定労働日数がはっきりしていること

雇用調整助成金 休業等実施計画（変更）届

休業等（休業・教育訓練）の実施につき、次のとおり届けます。
 なお、この計画届による休業等の状況の確認を安定所（労働局）が行う場合には協力します。

年 月 日

事業主 住 所 〒

又は 名 称
代理人 氏 名

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第 16 条第 2 項に規定する提出代行者又は同令第 16 条の 3 に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。

労働局長 殿
公共職業安定所経由）事業主又は 住 所 〒
(提出代行者・事務代理者) 名 称
社会保険労務士 氏 名

①届出事業主 の状況	(1) 資本の額又は出資の総額 円	(2) 主たる事業 小売業・サービス業・飲食店・卸売業・その他	※大・中小
	常時雇用する労働者の数 人		
	(3) 対象期間 事業主が指定した日（始期）～（終期） 年 月 日 ～ 年 月 日		
	(4) 前回の対象期間（(3) 欄の対象期間の始期の前日より前の 2 年間に前回の対象期間の終期が属する場合のみ記載） 年 月 日 ～ 年 月 日		
②休業等 実施事業所	(1) 名 称	(2) 所 在 地 〒	
	事業所番号	電話番号 ()	
	(3) 事務担当者職・氏名	(4) 賃金締切日 a (毎月 日) b その他 ()	

◆判定基礎期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
③休業内容	(1) 休業予定日		
	(2) 休業予定の対象労働者実人員 人	(3) 休業予定日数 日	
④教育訓練内容	(1) 教育訓練予定日		
	(2) 教育訓練予定の対象労働者実人員 人	(3) 教育訓練予定日数 日	
	(4) 教育訓練の内容	(5) 教育訓練実施予定施設	
	事業所内／事業所外	名 称 所 在 地 〒 電話番号 ()	
	事業所内／事業所外	名 称 所 在 地 〒 電話番号 ()	
	事業所内／事業所外	名 称 所 在 地 〒 電話番号 ()	
	事業所内／事業所外	名 称 所 在 地 〒 電話番号 ()	

□変更届 [休業・教育訓練] 計画一覧表・実績一覧表及び所定外労働等の実施状況に関する申出書

判定基礎期間(④)の初日～末日: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(注)⑩⑪において△▲は0.5日としてカウントする。

休業・教育訓練対象者			④休業又は教育訓練の日別内訳(上段:労働・休日及び休業・教育訓練の計画・実績、下段:所定外労働等の時間)												⑤賃金形態	⑥月間所定労働時間数(h)	⑦月間所定労働日数(日)	⑧全日休業〇(日)	⑨短時間休業(h)	⑩事業所内訓練◎△(日)	⑪事業所外訓練●▲(日)	⑫所定外労働等の時間数(h)
①氏名	②雇用保険被保険者番号(4桁-6桁-1桁)	③被保険者資格取得年月日(和暦)																				
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						

事業主及び協定をした労働者代表は、本表に記載した内容(⑤～⑦、⑫、⑬、⑮～⑳を除く)が労使協定に定めるところによったものであることを確認し、①の休業・教育訓練対象者については、解雇予告をされたこと、退職願を提出したこと、事業主による退職勧奨に応じたこと、併給調整の対象となる助成金を受給していること等により対象とならない者が含まれていないことを誓約します。また、事業主は、上記の実施状況の確認を公共職業安定所又は労働局が行う場合には協力し、上記について、偽り・誤り、労働基準法に違反する取り扱いがないことを誓約します。

平成 年 月 日※ 事業主 氏名 (事業所番号:)
協定をした労働者代表※ 氏名

	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
⑦～⑱の小計(本ページ分の計)						
合計(全ページ分の計)※						
⑲ 代表的な1日の所定労働時間(h)※	⑳ 短時間休業(⑮/⑲)(日)※		㉑ 差引数(⑯/⑲)(日)※			

㉒ ①の休業・教育訓練対象者数(人)※	
㉓ 休業対象者数(人)※	
㉔ 教育訓練対象者数(人)※	

(注)複数枚にわたる場合、※欄は最終ページのみに記入。

休業協定書(例)

株式会社〇〇製作所と株式会社〇〇製作所労働者代表とは、休業の実施に関し下記のとおり協定する。

記

1. 休業の実施予定時期等

休業は、令和2年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇カ月間において、これらの日を含め〇日間実施する。

但し、そのうち〇日間は短時間休業とする。

2. 休業の時間数

休業は、始業時刻（8時00分）から終業時刻（17時00分）までの間行う。

但し、短時間休業の場合、この時間帯のうち4時間行う。

3. 休業の対象者

休業の対象者は全従業員とし、休業実施日においてはそのうち概ね〇人をできる限り輪番によって休業させるものとする。

但し、短時間休業の場合は全従業員を一斉に休業させる。

4. 休業手当の額の算定基準

休業中は、1日当たり、次の(1)によって算定した額の〇%相当額の休業手当を支給する。

但し、ただし短時間休業の場合、1時間当たり、次の(2)によって算定した額の同率相当額の休業手当を支給する。

尚、賃金には〇〇手当と〇〇手当を含むものとする。

(1) 1日当たりの賃金額の算定方法

イ. 月ごとに支払う賃金その月額 $\div$ 1月の所定労働日数

ロ. 日ごとに支払う賃金その日額

ハ. 時間ごとに支払う賃金その時間額 $\times$ 1日の所定労働時間数

(2) 1時間当たりの賃金額の算定方法

イ. 月ごとに支払う賃金その月額 $\div$ 1月の所定労働日数 $\div$ 1日の所定労働時間数

ロ. 日ごとに支払う賃金その日額 $\div$ 1日の所定労働時間数

ハ. 時間ごとに支払う賃金その時間額

5. 雑則

この協定は令和2年〇月〇日に発効し、令和2年7月23日に失効する。

令和2年〇月〇日

株式会社〇〇製作所
代表取締役〇〇 〇〇 印

株式会社〇〇製作所
従業員代表〇〇 〇〇 印

教育訓練とは①

- 職業に関する技能、知識または技術の習得、向上を目的とする教育、訓練および講習等

- 教育内容

現在就いている職業に直接関係するもの
現在就いている職業に関連する周辺の技能、知識
事業活動の縮小等にともない配置転換をするため



© CanStockPhoto.com - csp51421485

- 認められない教育訓練とは
就業規則等に基づいて通常行われる教育訓練
職務の遂行上、必要不可欠な教育訓練
定年退職後の職場や自営のための教育訓練
講師が不在のもの ビデオ・DVDを見るだけなど。

教育訓練とは②

- 社内を実施する場合、場所は、通常の製造現場または就労の場でないこと
- 外部で行う場合 場所は会社以外 3時間以上でOK
- 講師の経歴をチェックされる←ふさわしい人選を
- OJTのように職務に密着しすぎてもダメ。職務に関係ない遠すぎるものでもダメ。
- 訓練の”演出”が大事、痛くない腹を探られた場合に備える。したがって、カリキュラム・レジメは最低限必要

教育訓練とは③ 何を準備するか？

1、教育カリキュラム

休業の時に 行う 予定表。できれば 程度の 高いもので。

2、講師の 職務経歴書

経験年数は、会社次第だが、新入社員は不可。少なくとも3年くらいは必要。**なぜ講師をやるかの裏付け**
(経験・特別な資格)も必要。

3、教育訓練協定書 項目は・・・

実施時期、時間数、対象者、実施主体、内容、実施施設、指導員、賃金の支払い基準。

支給申請の注意点：手続き

申請は、

各判定基礎期間(1ヶ月)＝支給対象期間
の末日の翌日から2ヶ月以内に提出。

- ・助成額算定書
- ・休業・教育訓練 実績一覧表 が重要。

それまでの実績を記入。出勤簿などが裏付け。

添付書類など足りなくても、期限が近づいたらとにかく面と
向かって申請することが大切。

支給申請で一番重要な書類

助成金額の計算が必要

- ① 前年度1年間の賃金総額
(雇用保険料申告の算定基礎額)
- ② 前年度1年間の平均雇用保険被
保険者数
- ③ 年間所定労働日数
- ④ 1名1日あたりの平均賃金
(①÷②÷③)
- ⑤ 休業手当の支給率
- ⑥ 基準賃金額(④×⑤)
- ⑦ ⑥×2/3 (≦上限額8,335円) =
休業1人1日あたり助成額
- ⑧ ⑦×休業延日数=支給を受けよ
うとする助成金額

様式第5号(2) (H29.4改正)

雇用調整助成金 助成額算定書

(事業所名) 株式会社ミューチュアル		(事業所番号) 123456-1	
(1) 前年度1年間の雇用保険の保険料 の算定基礎となる賃金総額	48,356,600 円		
(2) 前年度1年間の1箇月平均の 雇用保険被保険者数	(34+34+34+34+34+34+34+34+34+34+34+34) / 12 34 人		
(3) 前年度の年間所定労働日数	(7人×252日) + (25人×264日) 32人(年度末の人数) 262 日		
(4) 平均賃金 [(1)/(2)×(3)]	48,356,600円 / (34人×262日) 5,429 円		
	休 業		教 育 訓 練
	全日	短時間	
(5) 休業手当等の支払い率 ※就業規則、休業等協定によって定められた、休業 手当の支払率又は教育訓練中の賃金の支払い率。	85 %	85 %	100 %
(6) 基準賃金額 [(4)×(5)]	4,615 円	4,615 円	5,429 円
(7) 1人日当たり助成額単価 [(6)×助成率(1/2・2/3)] ※基本手当日額の最高額を超える時は当該最高額。	3,077 円	3,077 円	3,620 円
(8) 月間休業等延日数 ※様式第5号(3)の①～④欄から転記。	①6 人・日	②12 人・日	事業所内 ③7.5 人・日
(9) 助成対象となる 月間休業等延日数 ※①～④を⑤～⑧へ転記。ただし⑤がある場合は、 ①からそれを差し引いた値を⑤に記入。①から差 し引かれなかった場合は、残りを順次②③④か ら差し引き、その値を⑤⑥⑦に記入。	⑥3 人・日	⑦12 人・日	⑧7.5 人・日
(10) 教育訓練に係る加算額 [(9)×1,200円]			9,000 円
(11) 支給を受けようとする助成額 [休業の場合(7)×(9)] [教育訓練の場合(7)×(9)+(10)]	9,231 円	36,924 円	36,150 円
(12) (11)の小計	⑩46,155 円		⑪57,840 円
(13) (12)の合計	103,995 円		

※(1)欄は千円未満の端数を切り捨てた値、(2)及び(3)欄は小数点以下の端数を切り捨てた値、
(4)及び(6)～(8)欄は小数点以下の端数を切り上げた値を記入して下さい。

枚目 / 枚中

残業相殺とは？

労働者を休業等させる一方で**残業や休日出勤をさせた場合**、助成の対象となる休業等の延べ日数から、その**残業や休日出勤をさせた分を控除**します。

〔休業・教育訓練〕実績一覧表 及び
所定外労働等の実施状況に関する申出書

残業の理由と合計、日ごとの内訳を書く書類
この2つは連動するもの。計画一覧表と実績が
それぞれ。矛盾しないように注意すること。
変更があったら、まめに変更届を出すこと。



支給限度日数・クーリング期間

1年目

- ・ 100日
- ・ 起算日 = 休業初日
- ・ 休業などしていても申請可能
- ・ 申請初日以降が給付の対象になる

休業も1年くらいで何とかしてくださいよ



2年目

- ・ なし（クーリング期間）



特例で撤廃

3年目

- ・ 最初の1年間で支給限度日数未満の場合
- ・ 100日 + 1年目残日数の受給が可能。



雇用調整助成金まとめ

まずは、**売り上げが減ったか、生産量が落ちたか**判定し、**休業させる人員がいれば、即、計画届の作成。誰をどう休業させるか決める。**

作成する前に、各種の要件を理解したうえで、確認し、各種書類を揃えてハローワーク等に提出する。**金額の計算**をして、予測も可能。

毎月「計画・申請」で、やることがあるが、**「出そう」という助成金。各種の要件が、特例で外される可能性もある。不正はもちろん大罪。**

雇用調整助成金（休業等）支給申請確認書

雇用調整助成金の支給を受けたいので、
裏面記載の 1、2、3 の注意を了解し、別紙申請書のとおり申請します。
なお、この申請書の記載事項に係る確認を安定所（労働局）が行う場合には協力します。

年 月 日

事業主 住 所 〒
又は 名 称
代理人 氏 名

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第 16 条第 2 項に規定する提出代行者又は同令第 16 条の 3 に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。

労働局長 殿
(公共職業安定所経由)

事業主又は
(提出代行者・事務代理者)
社会保険労務士

住 所 〒
名 称
氏 名

雇用調整助成金 助成額算定書（新型コロナウイルス感染症関係）

（事業所名）		（事業所番号）			
（1）前年度1年間の雇用保険の保険料 の算定基礎となる賃金総額		円			
（2）前年度1年間の1箇月平均の 雇用保険被保険者数		人			
（3）前年度の年間所定労働日数		日			
（4）平均賃金額 〔(1) / ((2) × (3))〕		円			
		休 業		教 育 訓 練	
		全 日	短 時 間		
（5）休業手当等の支払い率 ※就業規則、休業等協定によって定められた、休業 手当の支払率又は教育訓練中の賃金の支払い率。		%	%	%	
（6）基準賃金額 〔(4) × (5)〕		円	円	円	
（7）1人日当たり助成額単価 〔(6) × 助成率 (1/2・2/3・4/5) (注)〕 ※基本手当日額の最高額を超える時は当該最高額。		円	円	円	
（8）月間休業等延日数 ※様式第5号(3)の⑩～⑪欄から転記。		① 人・日	② 人・日	事業所内	事業所外
				③ 人・日	④ 人・日
（残業相殺分） ※様式第5号(3)の⑫欄から転記。		⑤ 人・日			
（9）助成対象となる 月間休業等延日数 ※①～④を⑥～⑨へ転記。ただし⑤がある場合は、 ①からそれを差し引いた値を⑥に記入。①から差 引きれなかった場合は、残り分を順次②③④か ら差し引き、その値を⑦⑧⑨に記入。		⑥ 人・日	⑦ 人・日	⑧ 人・日	⑨ 人・日
		人・日		人・日	
（10）教育訓練に係る加算額 〔(9) × 1,200 円〕				円	円
（11）支給を受けようとする助成額 〔休業の場合 (7) × (9)〕 〔教育訓練の場合 (7) × (9) + (10)〕		円	円	円	円
（12）（11）の小計		⑩ 円		⑪ 円	
（13）（12）の合計		円			

※（1）欄は千円未満の端数を切り捨てた値、（2）及び（3）欄は小数点以下の端数を切り捨てた値、
（4）及び（6）～（8）欄は小数点以下の端数を切り上げた値を記入して下さい。

雇用調整実施事業所の雇用指標の状況に関する申出書

雇用指標の状況について次のとおり申し出ます。

年 月 日

事業主 住 所 〒
又は 名 称
代理人 氏 名

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第 16 条第 2 項に規定する提出代行者又は同令第 16 条の 3 に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。

労働局長 殿
(公共職業安定所長経由)

事業主又は
(提出代行者・事務代理者) 住 所 〒
名 称
社会保険労務士 氏 名

	A 初回の判定基礎期間(出向開始日)の初 日が属する月の前月又は前々月から遡った 3 か月の労働者数(様式第 1 号(2)・第 2 号(2)の A 欄と同じ期間として下さい)			B Aの前年同期			※確認欄
	月	月	月	月	月	月	
① 雇用保険被保険者数							
② 事業所で受け入れて いる派遣労働者数							
③ 合計(①+②)							
④ ③の平均値							

注 意

- この申出書は、初回の休業等実施計画（変更）届又は出向実施計画（変更）届を提出するときに併せて提出してください。
- A 欄及び B 欄の各月には、月末の数値を記入して下さい（月末日の離職者数は含みません）。
- ②の派遣労働者を受け入れている場合は、派遣先管理台帳も提出して下さい。
- ④に端数が生じる場合は切り捨てして下さい。
- ※欄には、記入しないでください。
- 労働局が行う雇用指標の確認に係る調査に当たって、提出いただいた派遣先管理台帳を使用させていただくことがありますので、従業員の方に、あらかじめその旨御説明いただき、ご理解いただいた上での申請をお願いいたします。

この申出書の内容に偽り・誤りはありませんか。
(ありません ・ あります)

この申出書の提出にあたり、雇用保険上の得喪手続きに漏れはありませんか。
(ありません ・ あります)

保護者の休業手当補助の新助成金

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

小学校等（※）の臨時休業により保護者が休職した場合等に、非正規雇用の方を含め、労働基準法の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた企業に対する助成制度を創設します！

※ 小学校等とは、小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等をいいます。



小学校等の臨時休業等により子どもの世話が必要となる労働者に有給の休暇を取得させましょう！

【特例の対象となる企業・特例措置の内容】

- **臨時休業した小学校等に通う子の保護者の方々に対して、有給（賃金全額支給）の休暇**を取得させた企業

* **有給の休暇は、労働基準法に定める年次有給休暇とは別**である必要があります。

※ 就業規則の改定による新たな休暇制度の導入を必ずしも求めるものではありません。

- **令和2年2月27日から3月31日まで**に取得した有給休暇が対象です。

助成内容

令和2年2月27日から3月31日において、**有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額**

- * 1日1人当たり**8,330円**を助成の上限とします。
- * 大企業、中小企業ともに同様です。

* 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれがある小学校等に通う子の保護者に対する有給の休暇に関しても、対象となります。

事業主の皆さまへ

 厚生労働省・都道府県労働局

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け)

令和2年2月27日から3月31日までの間に

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども
 - ・ 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども
- の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対する助成金制度**を創設します！

* 詳細は裏面をご参照ください

➡ 事業主の皆様におかれては、本助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いします。

【助成内容】

- **有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 × 10 / 10**

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額（※）×有給休暇の日数により算出した合計額を支給します。

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円を超える場合は8,330円）

【申請期間】

- **令和2年3月18日～6月30日まで**です。

* ①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。

* 事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。また、法人内の対象労働者について1度にとまとめて申請をお願いします。

① 支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。

② お問い合わせについては、

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ※土日・祝日含む
0120-60-3999 (受付時間：9:00～21:00)

③ 申請書の提出は、**学校等休業助成金・支援金受付センター**（厚生労働省の委託事業者）に郵送（配達記録が残るもの）してください。（本社等の所在地により以下の4つに分かれます）

・ **関東地区**（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）

〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-2 6階662執務室

・ **東北、関西、四国、中国地区**

（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）

〒105-0014 東京都港区芝2-28-8 芝二丁目ビル4階

・ **北陸、中部、九州・沖縄地区**

（新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

〒170-6025 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60 25階

・ **北海道地区**

〒550-8798 大阪西郵便局私書箱62号

新型コロナ 休暇支援 **検索**



※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。また、振込先、口座番号やその他の個人情報個人の方に電話等で問い合わせることはありません。

※ 雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局等でも受け付けますのでご相談ください。

※欄は記載しないでください。

両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース) 支給申請書

両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース)の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

記載例

2020 年 4 月 25 日

雇用環境・均等局長 殿

申請事業主

所在地

〒000-0000

東京都〇〇区〇〇町1-2-3

名称

株式会社 職業生活商事

氏名

職業 正広

印

代理人又は
事務代理者・提出代
行者の場合は以下から選
択してください。

所在地

〒

名称

氏名

連絡先

印

日本標準産業分類に基づき記入してください。

1 申請事業主	①雇用保険適用事業所番号		1234-567890-1		②労働保険番号		11-2-33-000000-333		③主たる業種 (日本標準産業分類 の中分類を記入)		分類番号: 58 分類項目名: 飲食料品小売業		
	④記載担当者		役職		総務部人事課長		氏名		〇田△男		連絡先電話番号		03-0000-1111
2 本社等を除く事業所	No.	①事業所名		②所在地		③雇用保険適用事業所番号		④電話番号					
	1	ちよだ支店		東京都〇〇区〇〇町1-2-1		890-1		03-0000-1111		この申請書の内容について問合せに 対応できる社内の方を記載 してください。			
	2	みなと支店		東京都△△区△△町1-2-4		1234-567890-2		03-0000-2222					
	3	はるみ支店		東京都××区××町1-2-5		1234-567890-3		03-0000-3333					
	4	なかの支店		東京都〇〇区〇〇町1-2-6		1234-567890-4		03-0000-4444					
	5	みのわ支店		東京都△△区△△町1-2-7		1234-567890-5		03-0000-5555					
	6	よこはま支店		神奈川県横浜市××区××1-2-3		1234-567890-6		045-000-1111					
	7	ふじさわ支店		神奈川県藤沢市××1-2-3		1234-567890-7		0466-00-1111					
	8												
	9												
10													

※事業所が10以上ある場合は、別紙等により提出ください。

※以下欄には記入しないでください。

※ 一次審査 処理欄	処 理 欄 等				受 付 年 月 日				年 月 日			
	室長		室長補佐		係長		担当者		受 付 番 号		(県 名 一 番 号)	
									審 査 終 了 年 月 日		年 月 日	
									厚生労働省回送年月日		年 月 日	
	備考											
※ 厚生労働省 処理欄	決 裁 欄 等				起 案 年 月 日				年 月 日			
	局長		課長		補佐		担当者		支給(不支給)決定年月日		年 月 日	
									決 定 番 号		(県 名 一 番 号)	
									支 給 決 定 額		円	
									通知書発送年月日		年 月 日	
備考												

有給休暇取得確認書

対象労働者1人につき1枚作成してください

(労働者氏名**厚労太郎**)は以下の子どもの世話を保護者(注1)として行うため、以下の表の期間について有給(賃金全額支給)の休暇を取得しました。

対象となる子ども(複数となる場合は本欄を人数分追加ください)				
氏名	年齢	施設等の種類 (夏休みの番号を記載)	施設等名	子どもとの 続柄
厚労真也	6歳	①	〇〇小学校	父

以下の表について、有給休暇取得日に休暇取得理由(ア又はイ、両方に該当する場合はアイ両方)と取得日数・時間数(例:「1日」、「3時間」等)を記入してください。

ア:新型コロナウイルス感染症に関する対応として行われる小学校等の臨時休業等(注2)のため
(小学校等からのお知らせを提出ください。お知らせが無い場合は、以下に小学校等の臨時休業等期間を記載ください。)

臨時休業等期間:令和2年●月●日～□月□日

※春休み等、学校等の元々の休校日や閉園日は含めないでください。

イ:新型コロナウイルス感染症に感染した又は感染したおそれ(注3)があるため

		令和2年2月			令和2年3月													
		27 (木)	28 (金)	29 (土)	1 (日)	2 (月)	3 (火)	4 (水)	5 (木)	6 (金)	7 (土)	8 (日)	9 (月)	10 (火)	11 (水)	12 (木)	13 (金)	14 (土)
取得理由						ア	ア	ア	ア	ア			ア	ア	ア	ア	ア	
休暇 取得	日数						1	1	1	1				1	1	1	1	
	時間数					3							4					
		令和2年3月																
		15 (日)	16 (月)	17 (火)	18 (水)	19 (木)	20 (金)	21 (土)	22 (日)	23 (月)	24 (火)	25 (水)	26 (木)	27 (金)	28 (土)	29 (日)	30 (月)	31 (火)
取得理由			ア	ア	ア	ア												
休暇 取得	日数		1	1	1	1												
	時間数																	

なお、上記取得日については、年次有給休暇を取得しているものではありません。

上記事実と相違ありません。

2020年 3月 27日

申請事業主代表者名

職業 **正広**

印

対象労働者氏名(※)

厚労太郎

印

※必ず労働者本人が署名又は記名押印してください。

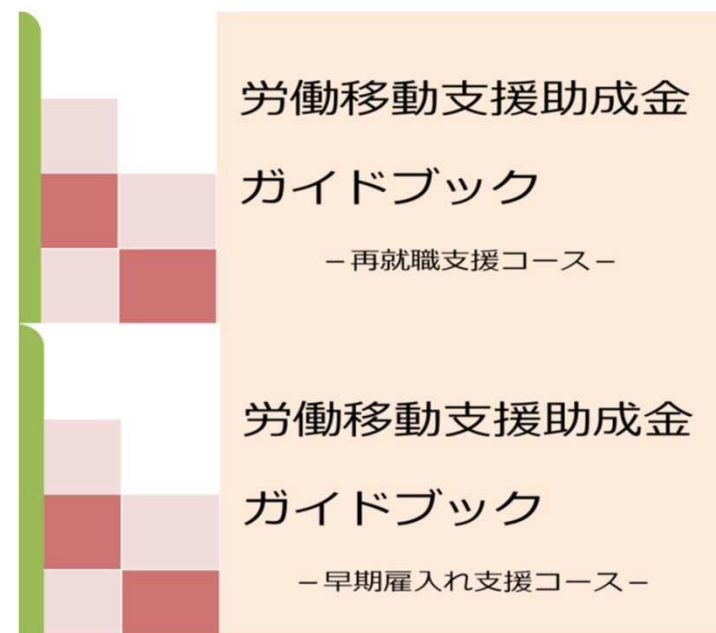
その他まとめ

学校休校やテレワークや出向・特別
休暇・ベビーシッターに助成金があ
り、さかのぼりも可能。



人を抱えられなくなったら
「労働移動支援助成金」もある。

業績が悪くなっても
解雇は最後の手段



ご清聴ありがとうございました。



社会保険労務士

瑞穂事務所 岩谷 房雄